

亀山市歴史博物館条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月18日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第6号

亀山市歴史博物館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市歴史博物館条例（平成17年亀山市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 亀山市歴史博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(特別利用の許可の申請)

第4条 条例第5条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者は、歴史博物館特別利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第5条 市長は、歴史博物館特別利用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、歴史博物館特別利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第6条 条例第6条第2項の規定により、企画展示室等の使用の許可を受けようとする

者は、歴史博物館使用許可申請書（様式第3号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書は、使用日が6か月以後のものについては、これを受理しないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。
（使用許可等）

第7条 市長は、使用許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、歴史博物館使用許可書（様式第4号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際、使用許可書を博物館の職員（以下「職員」という。）に提示し、指示を受けなければならない。

（許可事項の変更）

第8条 使用者は、条例第6条第2項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、歴史博物館使用変更許可申請書（様式第5号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、申請者に歴史博物館使用変更許可書（様式第6号）を交付するものとする。

（使用許可の取下げ）

第9条 使用者は、企画展示室等の使用を必要としなくなったときは、歴史博物館使用取下届（様式第7号）に、使用許可書又は歴史博物館使用変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（許可の取消し、特別利用又は使用の中止命令及び許可事項変更の通知）

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定により許可を取り消し、特別利用若しくは使用の中止を命じ、又は許可した事項を変更するときは、歴史博物館特別利用（使用）許可取消通知・特別利用（使用）中止命令・許可事項変更通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

（観覧料の免除）

第11条 条例第12条の規定による観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 教育上の目的として観覧する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第12条第1項第2号及び第20条第1項第3号において「小学

校等」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生並びにそれらの引率者、保護者又は介助者

(2) 高齢者(70歳以上の者をいう。)、心身障害者及びその介助者が観覧する常設展示観覧料

(3) 博物館が開催する特別展示を観覧料を納付して観覧した者が、引き続き常設展示を観覧する場合の常設展示観覧料

(4) 博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者

(5) その他市長が免除することが適当と認めたもの

2 条例第12条の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、歴史博物館観覧料免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号から第4号までに該当する者については、当該各号に該当する者であることを証する書面の提示等をもって当該申請書の提出に代えることができる。

(使用料の免除)

第12条 条例第12条の規定による使用料の免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する事業に使用する場合

(2) 小学校等が教育活動の場として使用する場合

(3) その他市長が免除することが適当と認めた場合

2 条例第12条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、第6条第1項の規定による申請の際に、歴史博物館使用料免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(還付)

第13条 市長は、条例第13条ただし書の規定により、既納使用料のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用ができなかったとき 全額

(2) 使用者が、使用日の15日前までに使用の申請の取下げを届け出て、市長の承認を得たとき 半額

(3) 使用者が、使用の変更の許可を受けた場合において、既納の使用料の額が変

更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額

- 2 前項の還付を受けようとする者は、歴史博物館使用料還付請求書（様式第11号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求について承認したときは、歴史博物館使用料還付決定書（様式第12号）を交付するものとする。

（入館者の遵守事項）

第14条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 展示品に触れないこと。
- （2） 火気を使用しないこと。
- （3） 許可を受けないで貼り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- （4） その他市長が定める事項及び職員の指示に従うこと。

（使用者の遵守事項）

第15条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 入館者から料金等を徴収しないこと。ただし、資料代等として市長の許可を受けたときは、この限りでない。
- （2） 物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。
- （3） 使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

（原状回復の確認）

第16条 使用者又は第5条の規定により利用の許可を受けた者は、条例第15条の規定により原状回復をしたときは、職員の確認を受けなければならない。

（損傷等の届出及び損害賠償義務）

第17条 条例第16条の博物館資料又は施設を損傷し、又は滅失した者（次項及び第3項において「損傷者等」という。）は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その損傷又は滅失が損傷者等の責めに帰すべきものであると認めるときは、当該損傷者等に対し、その損害賠償額を定めて通知するものとする。
- 3 損傷者等は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに当該損害賠償額を納付しなければならない。

(観覧の手続)

第18条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者は、観覧料の納付の際に観覧券の交付を受け、職員に提示し、又は提出しなければならない。ただし、優待券、招待券及び特別展前売観覧券（以下この条及び次条において「優待券等」という。）を持参した者は、優待券等を職員に提示し、又は提出することで展示会場に入場することができる。

(優待券等)

第19条 市長は、特に必要と認めるときは、優待券等を発行することができる。

(資料の貸出し)

第20条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次に掲げる者に対して、貸し出すことができる。

- (1) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の規定による博物館及び同法第31条第1項の規定による博物館に相当する施設
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 小学校等
- (4) その他市長が適当と認めるもの

2 前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、歴史博物館資料貸出許可申請書（様式第13号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料（以下「寄託資料」という。）であるときは、当該資料を寄託した者（次条第5項において「寄託者」という。）の承諾書を添付しなければならない。

3 市長は、前項の許可をしたときは、歴史博物館資料貸出許可書（様式第14号）を交付するものとする。

4 借受人（第2項の許可を受けたものをいう。）は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5 博物館資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(資料の寄贈又は寄託)

第21条 博物館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、歴史博物館資料寄贈（寄託）申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、歴史博物館資料受領書（様式第16号。第5項において「資料受領書」という。）を交付するものとする。

3 寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄託資料が火災等やむを得ない事由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、資料受領書と引換えに行うものとする。
（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、亀山市歴史博物館条例施行規則（平成17年亀山市教育委員会規則第37号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第2号(第5条関係)

歴史博物館特別利用許可書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付で申請のありました博物館資料の特別利用については、亀山市歴史博物館条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり許可します。

記

特別利用の目的			
特別利用の日時	年 月 日 時から 時まで		
特別利用の方法	熟覧・模写・模造・撮影・その他()		
分類	資料番号	資料の名称	点数
許可の条件			

備考 この許可書は、特別利用をする際、職員に提示してください。

様式第3号(第6条関係)

歴史博物館使用許可申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者).....

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり博物館の施設を使用したいので申請します。

記

使用目的				使用予定人員	人
使用日時 及 び 使用施設	年 月 日	使用施設名	使用時間区分		
	・ ・	講義室	午前	午後	全日
	・ ・	実習室			
	・ ・	企画展示室			
附属設備	スライド映写機	要・否	視聴覚機器一式	要・否	
持込設備	有 ・ 無				
使用の 概 略	会場責任者	住 所			
		氏 名			
	図録等の販売	有 ・ 無			
	設備等の設置	有 ・ 無			
※使用料	施設使用料	使用料加算額	計		
	円	円	円		
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日・番号	年 月 日 第 号		

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 冷暖房を使用する場合は、使用料の50%に相当する額を加算します。
- 3 準備又は原状回復のため使用する場合の使用料は、30%に相当する額とします。
- 4 展示品の一覧表又は開催要項を添付してください。

様式第4号（第7条関係）

歴史博物館使用許可書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請のありました博物館の施設の使用については、亀山市歴史博物館条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

使用目的				使用予定人員	人
使用日時 及使用施設	年 月 日	使用施設名	使用時間区分		
			午前	午後	全日
	・ ・	講義室			
	・ ・	実習室			
使用施設	・ ・	企画展示室			
附属設備	スライド映写機	要・否	視聴覚機器一式	要・否	
持込設備	有 ・ 無				
使用の 概略	会場責任者	住所			
		氏名	電話 ()		
	図録等の販売	有 ・ 無			
	設備等の設置	有 ・ 無			
使用料	施設使用料	使用料加算額	計		
	円	円	円		
許可の条件	・ 亀山市歴史博物館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、職員の指示に従ってください。 ・ 使用後は、設備等を原状に回復し、職員の点検を受けてください。 ・ 図録等を頒布する場合は、1部を博物館へ納入してください。				

様式第5号(第8条関係)

歴史博物館使用変更許可申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり博物館の施設の使用を変更したいので申請します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
許可を受けた施設名			
使 用 日 時	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
使 用 目 的			
変 更 理 由			
変 更 内 容			
※使用料の精算	既 納 使 用 料	変更後の使用料	差 引 使 用 料
	円	円	円
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日 番 号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 歴史博物館使用許可書を添付してください。
- 3 変更後使用料の額が既納の使用料の額に満たないときは、歴史博物館使用料還付請求書を提出してください。

様式第6号（第8条関係）

歴史博物館使用変更許可書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで申請のありました博物館の施設の使用の変更については、
亀山市歴史博物館条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
使用目的			
変更理由			
変更内容			
使用料の精算	既納使用料	変更後の使用料	差引使用料
	円	円	円

様式第7号（第9条関係）

歴史博物館使用取下届

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第9条の規定により、 年 月 日付

歴史博物館使用許可申請 使用許可書
は、取り下げますので、 を添えて届け
歴史博物館使用変更許可申請 使用変更許可書

出ます。

※使用料の精算	既納使用料	還付金
	円	円
※受付年月日	年 月 日	

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 歴史博物館使用許可書又は歴史博物館使用変更許可書を添付してください。
- 3 還付金が発生する場合は、歴史博物館使用料還付請求書を提出してください。

様式第8号（第10条関係）

特別利用(使用)許可取消通知
歴史博物館 特別利用(使用)中止命令 書
許可事項変更通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

亀山市歴史博物館条例第10条第1項の規定により、下記の理由により
特別利用(使用)許可を取り消します。
特別利用(使用)の中止を命じます。
特別利用(使用)許可事項を変更します。

記

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
理 由			
変 更 事 項			

様式第9号(第11条関係)

歴史博物館観覧料免除申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第11条第2項の規定により、下記のとおり観覧料の免除を申請します。

記

	※受付番号
観 覧 の 日 時	年 月 日 時から 時まで
観 覧 の 人 員	人
引 率 者 氏 名	
観 覧 の 目 的	
※ 適 用 条 項	亀山市歴史博物館条例施行規則第11条第1項第 号
備 考	

(注)※欄は、記入しないでください。

様式第10号(第12条関係)

歴史博物館使用料免除申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第12条第2項の規定により、下記のとおり使用料の免除を申請します。

記

		※受付番号		
使用施設名		企画展示室	講義室	実習室
使用の日時		年 月 日	時から	時まで
使用の人員		人		
使用の目的				
※適用条項	亀山市歴史博物館条例施行規則第12条第1項第 号			
備考				

(注)※欄は、記入しないでください。

様式第11号(第13条関係)

歴史博物館使用料還付請求書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり使用料の還付を請求します。

記

許 可 年 月 日 (変 更 年 月 日)	年 月 日 (年 月 日)	許 可 番 号 (変 更 許 可 番 号)	第 号 (第 号)
許可を受けた施設名			
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
使 用 目 的			
還 付 請 求 の 理 由	1 災害その他の事由による未使用 2 使用前15日までの使用申請取下げ 3 使用変更による使用料の超過既納		
既 納 使 用 料	円	還 付 請 求 額	円
※受 付 年 月 日	年 月 日	※決定年月日 番 号	年 月 日 第 号

備考

- 1 ※欄は記入しないでください。
- 2 歴史博物館使用許可書、歴史博物館使用変更許可書又は歴史博物館使用取下届及び使用料領収書を添付してください。

様式第12号(第13条関係)

歴史博物館使用料還付決定書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付けで請求のありました使用料の還付については、亀山市歴史博物館条例施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり決定しました。

記

還 付 額	円
適 用 条 項	亀山市歴史博物館条例施行規則第13条第1項第 号

様式第13号(第20条関係)

歴史博物館資料貸出許可申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所(所在地).....

(申請者) 団 体 名.....

氏名(代表者)※.....

※本人(代表者)が署名しない場合は、
記名押印してください。

電 話 番 号.....

亀山市歴史博物館条例施行規則第20条第2項の規定により、下記のとおり博物館資料の貸出しを受けたいので申請します。

記

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	分類	資料番号	資 料 名	数 量
輸 送 方 法				
取 扱 責 任 者				

備考

- 1 貸出しを受けたい資料が寄託資料の場合は、寄託者の承諾書を添付してください。
- 2 貸出期間は、30日以内です。ただし、必要と認められる場合は、これを延長することができます。

様式第14号(第20条関係)

歴史博物館資料貸出許可書

第 号
年 月 日

様

亀山市長 印

年 月 日付で申請のありました博物館資料の貸出しについては、亀山市歴史博物館条例施行規則第20条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

記

利用目的				
貸出期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	分類	資料番号	資料名	数量
輸送方法				
取扱責任者				
許可の条件				

備考 この許可書は、資料の貸出しを受ける際に、職員に提示してください。

